

本人申請

調整給付金(不足額給付分)(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

昭島市 (令和7年度個人住民税の課税市)
(あて先)昭島市長

受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

確認書が届いた場合は、この申請書を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※ご申請いただいた内容について昭島市において審査を行い、支給要件に該当する方には、記入いただいた現住所に決定通知を送付します。また、支給対象外となった方には、不支給決定通知を送付します。

提出期限 令和7年 10月 31日 (金) 当日消印有効までに、この申請書を提出してください。

確認欄 ※下記の該当の□(ア～ウについてはいずれかの□)にチェック(レ)してください。

- ① 令和6年1月2日以降に昭島市以外の他市区町村から転入した。
- ② ア 下記支給要件の「不足額給付Ⅰ」に該当し、当初調整給付との差額がある。
 イ 下記支給要件の「不足額給付Ⅱ」に該当し、青色事業専従者又は事業専従者である。
 ウ 下記支給要件の「不足額給付Ⅱ」に該当し、合計所得金額48万円超である。
- ③ 定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、令和5年度または令和6年度低所得世帯向け給付金の対象世帯ではありませんでした。

支給要件**不足額給付Ⅰ**

下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】	
I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)	- III > 0となる納稅義務者
I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数 ^{※1}	- 令和6年分所得税額
※1 納稅義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)	
II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数 ^{※2}	- 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納稅義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)	
III 調整給付金(当初給付分)の額	

不足額給付Ⅱ

下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円**^(※3)が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市区町村に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】	
以下のいずれかの条件を満たすこと	
・ 令和6年分所得税に係る合計所得額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった	
・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった	

誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ・ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ・ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

裏面も必ずご確認ください

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年月日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
代理人		男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年月日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の 申請・請求 受給 申請・請求及び受給			本人氏名	署名

2. 給付金の振込先口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。(通帳等の写しは不要)

- ②下記の口座への振込を希望します。

※通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、昭島市役所定額減税不足額給付金担当(042-519-5134)までお問い合わせください。

提出書類

- 『調整給付金(不足額給付分)申請書』(本書類) ※ 必要事項をご記入ください。
 - 確認欄(表面中段)
 - 誓約・同意事項(表面下段)
 - 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
 - 署名(裏面下部)
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
 - ※ 申請者の運転免許証、健康保険証または資格確認書、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
 - ※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をご用意ください。
- 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
 - ※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
 - ※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。
- 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書など』
 - ※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
- 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』
 - ※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- 『住民票の写し』 ※別世帯のご親族が代理申請する場合のみご用意ください。
- 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』
 - これら4つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、住民税申告が未申告の場合は、支給の決定ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 7 年 月 日 申請者氏名